



令和4年度 事業説明会
及び
家族学習会

放課後等デイサービスみらい

本日のながれ

- ① 挨拶
- ② 重要事項変更部分説明
- ③ 家族アンケート結果について
- ④ 2022年度事業計画の説明
- ⑤ 家族学習会

2022年度 家族学習会

～松山市における卒業後の進路のながれ～



みなら特別支援学校の卒業生が毎年60人くらい

附属特別支援学校の卒業生が毎年10人くらい

みなら特別支援学校城北分校の卒業生が毎年20人くらい

この3校でおおよそ90人くらいが毎年卒業することとなります



この情報を踏まえたうえで、各サービスの推移を考えていく
必要があります

ちなみに2021年度時点での障がい基礎年金は
下記の通りとなります

障がい基礎年金1級	月	81343円
	年	976125円

障がい基礎年金2級	月	65075円
	年	780900円

この金額が20歳以降に本人の収入となります
この収入に作業工賃が加算された額が、本人の年収となります

～松山市における生活介護事業所の変遷は～

生活介護事業所・・・2月1日現在94か所

前回の学習会2019年9月からの増加は10か所
増加分の内訳

(老人施設が母体の共生型事業所5か所)

(障がい施設が母体の共生型事業所1か所)

(障がい施設が母体の事業所3か所)

(経過的生活介護が1か所)

増加分の内訳から考えると、

(老人施設が母体の共生型事業所 5 か所)

(障がい施設が母体の共生型事業所 1 か所)

(経過的生活介護が 1 か所)

共生型という関係上、利用箇所になりにくい
経過的生活介護とは、児童入所施設の利用者が
18歳を超えた際的生活介護事業所という意味合い

(障がい施設が母体の事業所 3 か所)

⇒実質増えた事業所 計 50 名定員

以上のことから考えると、生活介護は約2年半で50名定員増ということになります。

卒業生の数は90名×2年半なので215名と換算。

こう考えると4分の1弱なので、まずまず入れるかな、
と思えるのですが、実際には卒業生だけでなく既卒者も
希望がでるため、必ずしも多いとは言えない状況が続い
ています。

～松山市における就労継続B型事業所の変遷は～

就労継続B型事業所・・・2月1日現在78か所

前回の学習会2019年9月からの増加は6か所
合計すると80か所になるはず・・・ということは

⇒

最低2か所の事業所が廃業している

～就労B型を取り巻く状況は～

最低2か所の事業所が廃業している

⇒

こうなる理由は？

- 生活介護等も含め、働く人材の不足（職員不足）
- 月の平均工賃に対し、事業所への報酬単価が決定される（次ページ参照）
- 工賃について下記の公式を満たさなければならない

工賃総額 = 生産活動からの収入 - 経費

3000円 ≤ 月1人あたりの工賃 = 工賃総額 ÷ 利用者数

～一番多い20名定員の場合～

就労継続支援B型

令和3年度報酬単価

平均工賃月額

就労継続 支援B型 サービス費（I）	定員20人以下	4万5千円以上	702 単位
		3万5千円以上4万5千円未満	672 単位
		3万円以上3万5千円未満	657 単位
		2万5千円以上3万円未満	643 単位
		2万以上2万円5千円未満	631 単位
		1万5千円以上2万円未満	611 単位
		1万円以上1万5千円未満	590 単位
		1万円未満	566 単位
		定員21人以上40人以下	4万5千円以上

～就労B型を取り巻く状況は～

最低 2 か所の事業所が廃業している

⇒

こうなる理由は？

- 生活介護等も含め、働く人材の不足（職員不足）
- 月の平均工賃に対し、事業所への報酬単価が決定される（次ページ参照）
- 工賃について下記の公式を満たさなければならない

工賃総額 = 生産活動からの収入 - 経費

3000円 ≤ 月1人あたりの工賃 = 工賃総額 ÷ 利用者数

～松山市における就労継続A型事業所の変遷は～

就労継続A型事業所・・・2月1日現在40か所

前回の学習会2019年9月からの増加は2か所
合計すると42か所になるはず・・・ということは

⇒

最低2か所の事業所が廃業している

～就労A型を取り巻く状況は～

最低2か所の事業所が廃業している

⇒

こうなる理由は？

○賃金の確保の困難さ

○事業所の評価点に対し、事業所への報酬単価が決定される
(次ページ参照)

○工賃について下記の公式を満たさなければならない

$$\text{賃金総額} \leq \text{生産活動からの収入} - \text{経費}$$

～就労A型を取り巻く状況は～

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	スコア合計点	基本報酬
	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



～就労A型を取り巻く状況は～

就労継続支援A型

令和3年度報酬単価

評価点が

就労継続 支援A型 サービス費（Ⅱ）	定員20人以下	170点以上	660 単位
		150点以上170点未満	630 単位
		130点以上150点未満	616 単位
		105点以上130点未満	597 単位
		80点以上105点未満	480 単位
		60点以上80点未満	376 単位
		60点未満	290 単位
		定員21人以上40人以下	170点以上

～就労A型を取り巻く状況は～

今後の変更点

⇒

○令和4年10月～従業員101人以上の事業所
令和6年10月～従業員51人以上の事業所

○週の労働時間が20時間以上、かつ年間106万円

○以上を満たす場合、厚生年金及び健康保険に加入する必要性が生ずる

厚生年金は労使折半

事業所が厚生年金の半分をだすことができるか？

～就労A型を取り巻く状況は～

今後の変更点

⇒

仮に19時間（週）に勤務時間を抑える場合・・・

821円×19時間＝15599円

15599円×4週＝62396円（月収）

62396円×12月＝748752円（年収）

仮に週に25～26時間働く場合は、
年収106万の壁にひっかかることとなる

～就労A型を取り巻く状況は～

現行	令和4年(2022年)10月～	令和6年(2024年)10月～
週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
月額賃金が8.8万円以上	変更なし	変更なし
雇用期間が1年以上見込める	雇用期間が2ヶ月以上見込める	変更なし
学生でない	変更なし	変更なし
勤め先の従業員数が501名以上	勤め先の従業員数が101名以上	勤め先の従業員数が51名以上

～松山市における就労移行事業所の変遷は～

就労移行事業所・・・2月1日現在14か所

2021年4月からの増加はマイナス2か所

⇒

就労移行事業所の数は現状維持もしくは減少すると
予想される

～松山市における就労移行事業所の変遷は～

就労移行事業所・・・

就職に結びつけるための塾のようなもの、と前回説明してきました（2年限定）

⇒この期間は工賃はでません

事業所によって送迎等は異なりますが、送迎がない事業所も多い状況です

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活はどうなるのか？

A：基本はお家から事業所に通う形になると思います。

グループホームや入所施設を希望する方もいるかと思いますが、以前の話にも出たように、入所施設については、凡そ100～200名の待機者がいる場合が多いです。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活はどのようなのか？

A：グループホームは2022年2月1日現在45箇所ほどです。定員は4名～100名余りとグループホームによって様々です。

注意しておくべきは、世話人さんが常駐するタイプ（世話人常駐型グループホーム・旧ケアホーム）、朝夕等部分的に支援が入るタイプ、一人暮らしをしつつ、困ったことがあれば支援が入るタイプ（サテライト型）、等色々なタイプがあり、まとめてグループホームと言われていることです。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活はどうなるのか？

A：グループホームには

- ① 介護サービス包括型
- ② 外部サービス利用型
- ③ 日中サービス支援型
- ④ サテライト型

等があります

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活はどうなるのか？

グループホーム種類

- ① 介護サービス包括型
(生活の支援をグループホームの職員が提供する形)
- ② 外部サービス利用型
(生活の支援をグループホームの職員だけでなく、外部のヘルパー事業所の職員が提供する形)

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活はどうなるのか？

グループホーム種類

- ③ 日中サービス支援型
(日中の時間帯もグループホームで過ごすことができるタイプ)
- ④ サテライト型
(グループホームの近くにあるワンルームマンションなどで障がいのある人が一人暮らしをするタイプ)

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

事業所の中には複数のタイプのグループホームを運営しているところもありますが、指定種別（先ほどの4種類のことです）は1つのため、確認をしておく必要があります。

一例：福角会のぞみホームズ
介護サービス包括型だけでなく、サテライト型も運営している

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

また介護サービス包括型といっても様々です。
支援者が入浴や食事等ほぼ全て支援するタイプもあれば、部分的な支援（確認等）のタイプもあるため、確認が必要です。



このあたりは愛媛県のホームページ
愛媛県庁／障がいのある方のための施設案内
を参考にするとよいかもかもしれません。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後に通える事業所はあるの？

A：卒業後に通える事業所がないことはありません。
ただ、子どもさん自身の状況にあっている事業所があるか、という問いには「わかりません」との答えになります。



対応策としては、今回のように早い段階から情報収集をしておく必要があるかと思います。2019年11月の家族学習会で取り上げたように、情報収集を行いつつ準備して必要があるのでは。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：将来グループホームを考えていますが、下記の場合は優先順位があがりますか？

1：両親が離婚した場合

2：どちらか一方が病気または死亡した場合

A：基本優先順位はあがります。ただ希望するグループホームに空きがあるか、等によってかわりますので、確実にあがるとはいえない状況です。

日中活動の事業所を決める際に、事業所側にそういった希望を伝えておくと、そういった情報を得られやすくなるかと思います。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後就労継続B型に入りましたが、入ってみると本人にあわないことがわかりました。その際はどうすればよいですか？

A：無理に続ける必要はありません。きちんとした理由があれば事業所を変更しても大丈夫です。ただ就労～と書いている事業所（移行・A型・B型）の事業所は1か所の事業所しか使えません。逆に生活介護は複数の事業所を併用して使うことができる特徴があります。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後本人がスタッフ的にも、仕事内容的にも安心して働ける場所がありました。利用者でいっぱいでした。こういった際はあきらめるしかないのでしょうか？

A：該当の事業所が日中一時等をしていけば、そちらでカバーすることもできます。ただ送迎がつかない、毎日利用ができないことがある、工賃等が払われないう、等のデメリットも存在します。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：卒業後の生活、日中活動（作業や賃金）と生活面（将来のグループホーム等）、どちらを優先すべきなの？

A：どちらが良いとは一概にはいえません。ただ、日中活動の作業難度が高くなる（生活介護＜就労B＜就労A）ほどに、職員の配置人数が下がる為、仕事面以外のサポートは下がる傾向になります。またグループホーム等でみると、作業難度が高い事業所が作るグループホームほど、一人暮らしに近いものになります。そのため、A型事業所を希望で、世話人常駐型のグループホームというものは成り立たないこととなります。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：では実際に事業所を調べる際は、どう調べればよい？

A：下記に記載しているのは愛媛県のホームページの抜粋です。事業所名で検索するのが一番ですが、ホームページ等を作っていない事業所も多い状態です。その際は横の**設置主体**で調べるとわかりやすいと思います。

⑦ 就労継続支援B型(204箇所 定員4,047人)

■通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

事業所名	設置主体	事業所所在地	電話番号	定員	指定年月日
------	------	--------	------	----	-------

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：では実際に事業所を調べる際は、どう調べればよい？

A：設置主体が老人系であれば、多くは共生型、という文言等が記載されています。（生活介護）

また就労継続の場合は、運送業や居酒屋等様々な業種があります。本体の事業形態が作業内容に直結することが多いので、仕事内容の確認方法となります。

～今後松山市の状況を踏まえてどう考える？～

Q：設置主体が福祉系以外であった際、障がいの理解はされているのか？

A：これに関しては福祉系であったとしても、絶対大丈夫ということはありません。（福祉系の方が確率は高いですが）

放デイでもそうですが、職員は児童指導員もしくは保育士です。無論教員免許や保育士証等資格をもっている人が多いですが、必ずしも障がいに対しての理解を保証しているものではありません。

成人施設の場合は生活支援員、職業指導員という形になりますが、こちらの場合は前提の資格等は特に必要ない状況です。

余談ですが・・・

ケアワーカー = 介護福祉士
ソーシャルワーカー = 社会福祉士

このイメージがありますが、上記は間違いです

ケアワーカー 現場で介護業務を行う人
ソーシャルワーカー 医療や福祉の現場で社会資源や医療制度を結びつける業務を行う人
となります

ちなみに・・・
以前お伝えしたように～

相談支援専門員・・・

障がいをもつ方が福祉サービスを利用できる
ようサポートする職 計画相談等を作成

サービス管理責任者・・・

事業所で個別支援計画等を作成
利用者の相談等にも従事

この2者についても、障がいサービスの経験がなくても
老人サービスの経験で実務経験を満たすことが可能です。

～おわりに～

今回2019年度からの松山の事業所の変遷をおってきました。

生活介護の事業所については、現在新規の事業所（障がい単体）ができにくい状況です。また就労継続A、B型事業所、就労移行事業所についても、事業所数が現状維持、ないしは若干増で進んでいきそうです。

～おわりに～

前回のお話のように、地域の実情を探りつつ中学部くらいから卒業後の進路を考えていく必要性が高まっており、そのためにも相談支援専門員や事業所のもつ情報が重要になってきます。

卒業後の生活は長い人生の中でスタートにすぎません。勿論上手くいかなくても大丈夫ですが、少しでも本人さんがしんどくないような環境作りを学生の間に行って頂ければ幸いです。